

巻頭言

農林事務所の発足に関連して

惣 津 律 士

今般県の行政機構の改革に依って、6月1日附で、従来の地方事務所が全廃せられて、出先機関としては農林、福祉及び県税の3事務所が新設された。農林事務所は現在及び将来の農業地理を充分考慮の上、9ヶ所設置されたが、その管轄区域内の農業を振興せしめるために、特に必要なる技術行政を行うを主目的とし、而も確固たる有畜営農を確立する事を第一義としている事は極めて注目に価するものがあると思う。

上の関係から農林事務所に有能なる畜産技術者が夫々重要なるポストを占めるに到った事は既に新聞紙上で御承知の通りである。尚畜産課の出先機関であった家畜保健衛生所は法に依って設立されている独立機関である関係から勿論従来通りの業務が実施されるが、同事務所の新設に伴い、之が統轄下に置かれる事となったために、職員は農林事務所に兼務して、管轄内の農林技術行政の遂行にも参画する事となったのである。随って、県の畜産基本方針の具現に対して、出先機関は一体となって推進し得る体制が樹立された訳であって、農林事務所の内容の充実と共に畜産農民は従来以上の適切なる指導を享受し得るものと私は確く信じている。

農林事務所の発足と同時に県に於ては本県農業推進基本要領が策定されて、畜産に於てもこの要領に基づいて本年度の重要施策の実施要領が決定されて強力

に推進される事となっている。

私は本県の農林業及び土地生産力の状況から見て、畜産の振興が農林行政面に極めて重要な地位を占める日の一日も早からん事を痛感していた次第であるが、畜産以外の農業関係技術者がもつともつと畜産に関する知識と技術と理解をもって戴きたい事を念願すると共に畜産技術者も大きい視野に立ってもつともつと勉強しなければならない責務を感ずるものである。

農家が自己の経営の安定と向上をひたすら願っているとき、農業全般の技術者はよろしく団結して、よりよい指導を行い、真に農家から愛せられる技術者になる必要を、農林事務所の発足を機として、私は大声でさげびたいのである。